

感染症による出席停止について

学校保健安全法により、生徒が感染症に罹患した場合、本人の休養と周囲への蔓延、流行を防ぐため、出席停止（欠席扱いとしない）の措置をとることになっています。万一、お子様が感染症と医師より診断された場合は、すぐに学校に電話連絡するとともに、医師からの登校許可が下りるまで、ご家庭で休養させてください。なお、医師から登校許可が出ましたら、「登校許可証」に記入していただき、登校時にご提出ください。

主な感染症と出席停止期間の基準	
病名	出席停止期間の基準
インフルエンザ (※)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹(3日はしか)	発疹が消失するまで
水痘(水ぼうそう)	全ての発疹の痂皮化まで
咽頭結膜熱(プール熱)	主症状消退後2日を経過するまで
結核 腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症 ・新型インフルエンザ ・溶連菌感染症 ・マイコプラズマ感染症 ・伝染性紅斑 ・ヘルパンギーナ ・ウイルス性肝炎 ・流行性嘔吐下痢症 ・髄膜炎菌性髄膜炎 (感染性胃腸炎) など	医師が感染のおそれなしと認めるまで

※鳥インフルエンザ (H5N1) 及び新型インフルエンザ等感染症を除く。

出席停止期間については、医師が他への感染のおそれがないと認めた場合は、この限りではありません。